

議案第 2 号

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

マイナンバーカードの健康保険証利用が開始され、券面の記載から医療保険各法等の資格情報が確認できなくなることを踏まえ、マイナンバーを使用した情報連携による資格情報の確認を可能とすること及びマイナンバー法の一部改正に伴い、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="209 1901 743 1962"> <tr> <td data-bbox="209 1901 288 1962">機関</td> <td data-bbox="288 1901 743 1962">事務</td> </tr> </table>	機関	事務	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 1901 1385 1962"> <tr> <td data-bbox="850 1901 930 1962">機関</td> <td data-bbox="930 1901 1385 1962">事務</td> </tr> </table>	機関	事務
機関	事務				
機関	事務				

1の項から3の項まで略	略
4	我孫子市重度障害者医療費市長の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1の項及び2の項略	略	略
3市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項

1の項から3の項まで略	略
-------------	---

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1の項及び2の項略	略	略
3市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	に関する事務 であって規則 で定めるもの	に関する情報 (以下「 <u>地方 税関係情報</u> という。)で あって規則で 定めるもの 外国人保護関 係情報であっ て規則で定め るもの
4 市長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	<u>生活保護法に よる保護の実 施又は就労自 立給付金若し くは進学準備 給付金の支給 に関する情報</u> (以下「 <u>生活 保護関係情 報</u> という。) であって規則 で定めるもの <u>中国残留邦人 等支援給付等 の支給に關す る情報</u> (以下 「 <u>中国残留邦 人等支援給付 等関係情報</u> 」

	に関する事務 であって規則 で定めるもの	外国人保護関 係情報であっ て規則で定め るもの
4 市長	地方税法(昭 和25年法律第 226号)その他 の地方税に関 する法律及び これらの法律 に基づく条例 による地方税 の賦課徴収に 関する事務で あって規則で 定めるもの	<u>生活保護関係 情報</u> であって 規則で定める もの <u>中国残留邦人 等支援給付等 関係情報</u> であ って規則で定 めるもの

		という。)であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	略	略
6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるものの節から我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるものの節まで 略
		我孫子市子ども医療費の助

		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	略	略
6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるものの節から我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるものの節まで 略
		我孫子市子ども医療費の助

		成に関する規則による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7の項及び8の項略	略	略
9 市長	高齢者の医療の確保に関する	生活保護関係情報であって

		成に関する規則による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7の項及び8の項略	略	略
9 市長	高齢者の医療の確保に関する	生活保護関係情報であって

る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるものの節及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの節略
の	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

10 市長	中国残留邦人等支援給付等 の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

略

る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるものの節及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの節略
の	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

10 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配
----------	--

略

					<u>偶者支援金</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11の項及び12の項略	略	略	11の項及び12の項略	略	略
13市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下</u>	13市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの <u>児童手当関係情報</u> であって規則で定めるもの

		「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの			
		外国人保護関係情報であって規則で定めるものの節から子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるものの節まで略			外国人保護関係情報であって規則で定めるものの節から子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるものの節まで略
14	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健	14	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

雇用保険法（昭和49年法律第116号）に

労働者災害補償関係情報であって規則で定めるもの

失業等給付関係情報であって規則で定め

<p>よる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>るもの</p>
<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>職業訓練受講給付金関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるものの節及び母子及び父子並びに</p>	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるものの節及び母子及び父子並びに</p>

寡婦福祉法
(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの節略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関

寡婦福祉法
(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの節略

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関

する情報であ
って規則で定
めるものの節
から児童手当
関係情報であ
って規則で定
めるものの節
まで 略

介護保険法に
よる保険給付
の支給、地域
支援事業の実
施又は保険料
の徴収に関す
る情報であつ
て規則で定め
るもの

国民年金法
(昭和34年法
律第141号)、
私立学校教職
員共済法、厚
生年金保険法
(昭和29年法
律第115号)、
国家公務員共
済組合法又は
地方公務員等
共済組合法に

する情報であ
って規則で定
めるものの節
から児童手当
関係情報であ
って規則で定
めるものの節
まで 略

介護保険給付
等関係情報で
あって規則で
定めるもの

年金給付関係
情報であつて
規則で定める
もの

よる年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるものの節から学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの節まで 略

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるものの節から学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの節まで 略

		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	
15	児童扶養手当	略	
		<p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>であって規則で定めるもの</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	
15	児童扶養手当	略	

市長	法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
16 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和

市長	法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
16 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるものの

35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるものの節から児童扶養手当関係情報であ

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住民票関係情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるものの節から児童扶養手当関係情報であ

って規則で定めるものの節まで 略

児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

養育医療関係情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるものの節から外国人保護関係情報であって規則で定めるものの節まで 略

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

重度障害者医

って規則で定めるものの節まで 略

児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるものの節から外国人保護関係情報であって規則で定めるものの節まで 略

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		療費支給関係 情報であって 規則で定める もの
18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係 情報であって 規則で定める ものの節から 外国人保護関 係情報であっ て規則で定め るものの節ま で 略
		ひとり親家庭 等医療費助成 関係情報であ って規則で定 めるもの
		重度障害者医 療費支給関係 情報であって 規則で定める もの
19 市長	母子保健法に よる養育医療 の給付若しく は養育医療に 要する費用の 支給又は費用	外国人保護関 係情報であっ て規則で定め るもの
		ひとり親家庭 等医療費助成

18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係 情報であって 規則で定める ものの節から 外国人保護関 係情報であっ て規則で定め るものの節ま で 略
		ひとり親家庭 等医療費助成 関係情報であ って規則で定 めるもの

	の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。